

福岡県主催

空き家

住まいの終活

無料相談会 セミナー

相談会の開催状況、相談会場へのアクセス、駐車場などの情報は、本紙裏面の右下のQRコードからご確認いただけます

会場 【久留米市】

9/10
(土)

えーるピア久留米
206・207学習室
(久留米市諏訪野町1830-6)

相談会 (11時～16時)

30分程度/組

先着**14**組(事前予約制)

セミナー (13:15～14:15)

講師 福岡県司法書士会
(もりべ しゅうどう)
森部 修道 氏



『空き家と相続について』

会場 【筑後市】

10/5
(水)

筑後市中央公民館
(サンコア)
第6講習室A・B
(筑後市山ノ井899)

相談会 (11時～16時)

30分程度/組

先着**7**組(事前予約制)

セミナー (13:15～14:15)

講師 福岡県司法書士会
(さわ かずひろ)
澤 和宏 氏

『空き家と相続について』

※相談会へは、固定資産税納税通知など建物情報が分かるものをご持参ください。

ポイント
1 専門相談員や各種専門家(不動産・法律)がご相談をお受けします！

ポイント
2 県内の空き家をお持ちの方はどなたでもご相談いただけます！

《主催》 福岡県、(一財)福岡県建築住宅センター

《共催》 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、
大刀洗町、大木町、広川町



アイカツ

福岡県空き家活用サポートセンター

お申し込みは裏面をご覧ください

方法1: FAXによる申込

※お願い

お申込みいただいた後、相談員が相談内容等を確認するため、**092-726-6210**より連絡いたしますので、**必ずご対応ください。**

(下記に必要事項をご明記の上、092-715-5230 までFAXにてお送りください)

| | | | |
|-----------------------------|--|------|---|
| お名前 (フリガナ) | ※複数名にてお申込みいただく場合、代表者の方のお名前をご記入ください。 | 参加人数 | 名 |
| ご住所 | 〒 - | | |
| ご連絡先 | ※相談日時等が確定した後、(一財)福岡県建築住宅センターからご記入いただきましたご連絡先へ連絡いたします。 | | |
| 相談会・セミナーの別 | 参加を希望されるものを○で囲んでください。 ①出張相談会 (9/10 ・ 10/5) ②セミナー (9/10 ・ 10/5) | | |
| 📌 これよりは相談会をご希望される方のみご記入ください | | | |
| ご希望の相談時間 | ご希望される相談時間をご記入ください。 第1希望() 第2希望() 第3希望() ① 11:00～11:30 ② 11:30～12:00 ③ 12:00～12:30 ④ 12:30～13:00 ⑤ 14:30～15:00 ⑥ 15:00～15:30 ⑦ 15:30～16:00 | | |
| 空き家の住所 | | | |
| 相談内容 | ご相談されたい内容で該当するものを○で囲んでください。 ①空き家の相続に関する相談 ②空き家の売買・賃貸に関する相談 ③空き家の活用に関する相談 ④空き家の税金に関する相談 ⑤その他の相談 | | |
| | 相談内容の詳細を記載(記載できる範囲で) | | |

方法2: 電話による申込

電話番号 **092-726-6210**

・受付時間: 月～金曜日(祝日除く)
9時～17時

方法3: メールによる申込

メールアドレス **iekatsu@fkjc.or.jp**

・件名に「相談会・セミナー申込」とご記入いただき、
メール本文に「FAXによる申込」にある内容をご記入ください。

- 相談会は、福岡県内に建っている戸建て住宅(空き家または今後空き家になるおそれがあるもの)に関する所有者の方からの相談が対象となります。所有者以外の方からの相談(たとえばご近所にある空き家に関する相談など)は、受けることができませんのでご承知ください。
- 相談会等は県内各地で開催しております。本相談会以外の相談会については、右下のQRコードよりアクセスするか、下記の問い合わせ先までお問い合わせいただくことでご確認いただけます。
- 参加される方はマスクを着用してください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から相談会等をやむを得ず中止する場合は、(一財)福岡県建築住宅センターHP(下記QRコードよりアクセス)にてお知らせいたします。

◀出張相談会・セミナー全般に関するお問合せ▶
福岡県空き家活用サポートセンター

電話 092-726-6210 HP <http://www.fkjc.or.jp/jigyo/iekatsu>
※共催市町村の窓口でもお申込みいただくことができます。

相談会・セミナー
の開催予定など
はコチラから

